埼玉県公共図書館等における資料保存に関する協定

埼玉県図書館協会
平成 18 年６月９日　施行
最終改正　令和４年 11 月１日

（目　的）
第１条　この協定は、埼玉県図書館協会公共図書館部会加入館（以下「加入館」という。）における希少資料の保存に関して必要な事項を定め、保存体制の確立を図ることにより、将来にわたり広く県民の利用に供することを目的とする。
（対象となる資料）
第２条　この協定において希少資料とは、地域資料及び雑誌を除いた一般図書及び児童図書のうち、加入館内において１館のみが所蔵し、その所蔵冊数が１冊のみの資料（当分の間、ISBN が付されていない資料は除く。）とする。
（単館所蔵情報）
第３条　加入館は、単館所蔵データにより希少資料であることの確認をするものとする。
（保　存）
第４条　希少資料であることが確認された場合は、著しい汚破損等により利用に供することができない場合及び保存除外資料を除き、当分の間、当該資料を所蔵する図書館で責任を持って保存する。
（協　議）
第５条　この協定の運用の諸問題等について協議するため、随時加入館の担当者連絡会議を開催する。
（庶　務）
第６条　この協定に関し必要な事務は、当分の間、図書館協力担当者会事務局である埼玉県立熊谷図書館において処理する。
（その他）
第７条　この協定に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則
この協定は、平成１８年６月９日から運用する。

附　則
この協定は、平成２７年６月１２日から運用する。

附　則
この協定は、令和４年１１月１日から運用する。